

あなたの  
声を...

## 意見をお寄せください

### 『西東京市耐震改修促進計画（素案）』

市では、災害に強い住宅・まちづくりを推進するため、耐震改修促進計画の策定を進めています。

このたび、計画の素案がまとまりましたので公表し、市民の皆さんの意見を募集します。

市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所等がある個人とその他の法人・団体

提出方法・提出先 次の方法で、住所・氏名・案件名（西東京市耐震改修促進計画）を必ず明記し、提出してください。

直接持参または郵送（〒202-8555 市役所都市計画課）

ファックス（FAX438-2022）

電子メール（市のHPから）

住所・氏名は公表しませんが、匿名意見は受け付けできません。

提出された意見に個別の回答はできません。

提出期間 12月17日(月)～1月16日(水)（必着）

素案の閲覧 情報公開コーナー（両庁舎1階）市HPでご覧いただけます。

都市計画課 係（☎438-4051）



がんばる  
ね〜!

### 『西東京市地域防災計画修正（素案）』

市は、東京都が昨年5月に策定した「首都直下地震による東京の被害想定」と5月の「東京都地域防災計画」の修正を踏まえるとともに、近年頻発している局所的な集中豪雨等による浸水被害に対応するため、「西東京市地域防災計画」の震災編・風水害編の今年度中の修正を進めています。

【主な修正内容】

#### 震災編

◇住宅倒壊や火災による死傷者の減などの減災目標を初めて設定

◇災害対策体制を、発災後の時間経過に応じた体制に明確化し、効果的な運用を推進

#### 風水害編

◇局地的な集中豪雨等への対策を強化するため、河川や下水道等の整備・改修による総合的な治水対策を推進

提出方法・提出先 次の方法で、住所・氏名・案件名（西東京市地域防災計画）を必ず明記し、提出してください。

郵送（〒202-8555 市役所危機管理室）

電子メール（市のHPから）

提出された意見に個別の回答はできません。

締 1月31日(木)（必着）

素案の閲覧 情報公開コーナー（両庁舎1階）市HPでご覧いただけます。

危機管理室 係（☎438-4010）

## 『平成19年度行政評価結果』に対する市民意見・市の回答・行革委員会の提言(概要)

平成19年度の行政評価結果について、8月28日に市民説明会を開催するとともに、8月28日～9月28日の間意見募集をし、18人から計45件の意見をいただきました。いただいた意見について、行財政改革推進委員会（学者や公募市民などから構成）にすべて諮りました。そのうち、意見数が多いものなど主な6件について、第三者的な提言（前文はHP参照）を委員会から市長へいただきましたので掲載します。

市民の全文は、情報公開コーナー（両庁舎1階）・市のHPでご覧ください。

企画政策課 係（☎460-9800）



### 市民意見・市の回答・行革委員会提言（概要）

事業名	市民意見	市の回答	行財政改革推進委員会からの提言
ふれあいセンター協議会事業への補助	当センターは、地域の文化交流の場として、委員や会員のみなみならぬ努力・精神的なきずなで収益もあげてきたと思うので、補助金を削減しないようお願いする。地域で支えあう活動の重要性を皆で認識し、活動が拡大していくよう、行政も積極的に支援してほしい。 一次・二次評価の検証項目の評価基準を明確に説明してほしい。	補助対象事業は市の事業を補完するものであり、当事業についても地域活動の拠点として活動してきたことに一定の評価をしています。一方、補助金は公金であることから、社会経済状況やニーズ・団体の活動実績などを踏まえ、総合的に検証していく必要があると考えています。 検証項目については、「事後評価・事前評価における検証項目の基準」に基づき、判断しています。基準の詳細は、情報公開コーナー・市のHPをご覧ください。	市民の自主的な活動に対する補助金は、限られた個人や団体に利益や恩恵を与えるものではなく、団体の自主性や自立を前提としたものであるべきで、その事業成果は広く市民に還元されるべきものです。その点を踏まえ、補助制度は、永続的に実施するものではなく、公平性・必要性・効果等の観点から、常に補助の適切さについて検証する必要があります。 補助の適切さを検証するにあたっては、補助金が公費である以上、市のみが市民への説明責任を負うのではなく、市は補助団体に対しても説明責任を求める必要があると考えます。 補助団体が行政では対応しきれない市民ニーズに対応し、地域の個性と特色を活かした活動を実施し、成果をあげていることも事実です。 今後は、限られた財源の中で住民ニーズや行政需要を高める事業を実施するため、補助団体の実態を踏まえ、明確な基準のもと定期的に事業効果等を検証し、大局的な観点から、適切な補助制度のあり方を検討していくことが必要です。
出張所窓口事務	田無庁舎は自転車等を利用せねばならず高齢者には負担である。勤務人数や開所日数など工夫して存続してほしい。 住民票等の業務をコンビニなどに委託するのは、プライバシー保護の観点から反対である。 結論を得る前に住民説明会を開催してほしい。	出張所の配置計画は、平成16年3月策定の「西東京市公共施設適正配置計画」に基づいており、今後は、評価結果を踏まえて庁内で施設全般の調整を図り、出張所の適正配置を検討することとなります。 庁内の検討を踏まえた後、市民の皆さんへは、適宜情報の提供や意見をうかがう機会を設けて対応していきたいと考えています。	出張所の適正配置を検討するにあたっては、現在の利用状況・配置後の想定などを十分に踏まえたうえで、ほかの施設の配置状況や窓口事務の効率化の観点や、自動交付機・コンビニ納付などの納付環境など、さまざまな点を考慮し、総合的・大局的な観点から検討を進めていく必要があります。 出張所の窓口は、市民にとって身近なものであることから、適正配置の目的・効果、計画内容などを、説明会やパブリックコメントの手続きにより、わかりやすい形で市民へ示す必要があり、情報や計画案については、結論を出す前に提供することが大事だと考えます。
高齢者地域見守り事業（ささえあいネットワーク）	ささえあいネットワークにおいては、「見守り」を積極的に働きかけている実感がない。日常生活の中で負担感や重責をもつことなく、多くの見守りや対応が進むためには、連携できる情報提供が重要である。2次評価、行政本部評価は、現場とのギャップを感じる。この事業は「市民に大いに頼ってすすめるべき事業」だと思う。 市民の活動が広がるためにはどういったサポートをすべきか検討してほしい。	当ネットワークは、当初地域の高齢者に対してあいさつや声かけから始まり、高齢者を知ること、高齢者の異変に気づいたときに民生委員や在宅介護支援センターに連絡をするシステムとしてスタートしました。現在は在宅介護支援センター職員を中心に検討しており、平成20年度以降は訪問を実施するなど積極的な「見守り」に取り組む予定です。 今後の普及が課題であり、若い担い手の育成も視野に入れて検討していきたいと考えています。	当ネットワークは、市民から寄せられた意見等を踏まえて、地域の中でより自然な形で見守ることができ、かつ、このような見守り役が増加するような取り組みを検討されることを要望します。
がん検診事業	ちゅうちょなく検診が受けられるようにしてほしい。 当市の取り組みは高く評価されている。予防事業として、市民が安心して検診を受けられるよう、無料の実施をぜひ継続してほしい。	平成20年度の医療制度改革に伴う基本健診の変更を踏まえて、各種がん検診の実施方法と自己負担については、健康長寿のまちづくりの観点からも総合的に財政状況などを勘案し検討していきます。	当事業は、平成20年度の医療制度改革における基本健康診査の変更に伴い、これまでの検診内容等を見直す必要があります。 負担の公平性や資源配分の適正化などの観点から、適切な受益者負担（自己負担）を求めるべきだと考えます。この場合、低所得者層への配慮を行いつつ、市の財政状況・他制度・近隣市の実施状況・市民意見等を踏まえて、総合的に検討していくことが必要だと考えます。
コミュニティバス運行事業	スケジュールを作成したうえで見直しを進めるべきである。 事業の企画は大変だと思うが、市には市民の交通の不便な場所がまだある。西原グリーンハイツでは、保谷庁舎に行くコミュニティバスを走らせてほしいと多くの住民が望んでいる。	市民意見・要望を踏まえたうえで、はなバスフォローアップ調査の結果を精査し、運行本数やルートの見直しなどの実施も今後検討していきたいと考えています。	当事業は、交通空白地域の解消が導入目的の1つではあるが、利用者数が利用者満足度の1つの指標であることも再認識する必要があります。事業継続性の観点から事業収支などにも十分に留意し、路線や料金設定の見直しなどについて検討が必要だと考えます。 事業の見直しに当たっては、事業実施環境や経営状況などを市民へ明確に示し、理解を求めることが大事です。今後は現在の利用状況を把握したうえで、庁内検討を踏まえて見直しスケジュールを作成し計画を決定する前に市民へ説明し、意見を求めるように要望します。
学校選択制度実施事業	5年経過してどのような評価がなされたのか、現場の先生方や地域の親の意見などを聞いたうえで評価してほしい。選択制によって予算の差別扱いがあつてはならない。 学校選択を導入する際の教育委員会の説明会で、保護者などから疑問や不安の声がたくさん出されたが、それに答える責任ある評価が未だになされていない。「特色ある学校づくり」をめざすのは机上の空論とかが言いがち。	制度の導入にあたっては、学識者や保護者などの参加による懇談会が設置されました。制度の意義については、選択に価値をおくのではなく、選択の手段を講じながら、個性を育む学校づくりを実施するものです。また、選択した児童・生徒の人数を競いあつたのではなく、予算の差を設けるものでもありません。 利用者数も増加しており、今後も「生徒が通いたい・保護者が学ばせたい学校」を選択できるような制度を確立していきたいと考えています。	当制度については、導入から5年を経過し、導入後の効果や課題について、保護者等に説明する必要があると考えます。こうした説明は、選択制度の趣旨や意義などについて市民の理解を得るうえでも大事です。 学校選択制度においては、学校間の適正な競争により「特色ある学校」となるよう、学区のあり方やインセンティブの導入も含め、今後は現状と課題を十分に把握したうえで、制度の検証・検討を行うように提言します。